

(9) 北海道開発（農業）

（主に北海道における農業農村整備関係）

- 本省では、特殊な自然環境・歴史などを踏まえながら北海道開発を推進するため、「北海道開発法」に基づく「北海道総合開発計画」の策定・推進。計画の推進に向けた予算編成等を担当。
- 地方機関では、北海道農業を支える大規模な農業水利施設の整備、農作業の省力化や収益力向上を図る農地の大区画化などの事業に関する業務（調査・計画、工事管理・地元調整）を担当。

農業水利施設の整備



ダムの整備



幹線用水路の整備



排水路の整備

【関連する主な専攻分野】

農学系、土木系、森林・自然系

【配属先の例】

本省	北海道局 等
出先機関	北海道開発局 開発建設部 農業事務所 等
海外	フィンランド大使 ザンビア大使館 エディンバラ総領事館 等
出向	農林水産省などの他省庁 北海道内の市町村 研究機関 等

農地の整備



農地の大区画化



スマート農業の導入



高収益作物（ミニトマト）の導入

災害対応



用水路の被害状況調査

事業計画の策定、工事管理



地域関係者との合意形成



工事監督、施工管理

【採用担当窓口】

北海道局農林水産課

03-5253-8792